

静岡県小学生バレーボール連盟体罰・暴力に関する処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、静岡県小学生バレーボール連盟指導者(以下「指導者」という。)による体罰・暴力の防止と事故処理の適正を図るとともに、静岡県小学生バレーボール連盟の行うべき対応・処分等について基本的事項を定めることを目的とする。

(報告等)

第2条 指導者が別紙様式1の一般的基準に該当する場合は、各団の代表者、育成会代表者を通じて静岡県小学生バレーボール連盟役員(以下「役員」という。)に通報(以下「通報者」という。)することができる。

2 通報者は、様式2に基づき記入し、静岡県小学生バレーボール連盟の総務委員長又は事務局長(以下「窓口員」という。)に提出する。

3 窓口員は関係地区の正副会長及び県小連正副理事長を招集し、様式3に基づき関係者の実情を調査する。

(処分の基準)

第3条 処分の一般的基準は様式1の罰則に基づく。

2 一般的基準の運用にあたり、相手方に大きな過失があると認められる場合、その他指導者に社会的に同情されるべき事情がある場合は、処分を軽減若しくは処分をしないことができるものとする。

(処分の決定)

第4条 処分は常任理事会の議を経て三役会で決定する。

2 三役会は、委員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の同意をもって決する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

体罰・暴力に関する罰則内容

【静岡県小学生バレーボール連盟】

区 分	一般的基準	罰 則
レベル1	☆言葉による暴力、飲酒を伴う指導など	★口頭による厳重注意
レベル2	☆レベル1の繰り返し	★文書による厳重注意 ★反省文の提出
レベル3	☆体罰・暴力行為、その他指導者として相応しくない行為	★一定期間(1年以内)の指導及びベンチ入り禁止
レベル4	☆著しい体罰・暴力行為、レベル3の繰り返し	★指導及びベンチ入り禁止(1年以上)及び指導資格・役職等の剥奪
レベル5	☆刑事・行政責任に関わるような体罰・暴力事件等	★永久追放・チーム解散